

# あいちの山里交流人口拡大事業業務委託基本仕様書

## 1 件名

あいちの山里交流人口拡大事業

## 2 目的

コロナ禍以降、国内旅行が再び活性化している一方で、三河山間地域※の来訪者はコロナ前と比較しても依然として回復途上にある。また、インバウンドの増加に伴い、旅行者の行動は混雑回避・時期分散・穴場志向へと変化している。

こうした状況を踏まえて、活性化する人流や行動が変化する旅行者を地域に取り込み来訪につなげ、「交流人口の拡大」を図る。

※ 岡崎市（額田地区）、豊田市（旭、足助、稲武、小原、下山、藤岡の各地区）、新城市、設楽町、東栄町、豊根村

## 3 事業内容

### (1) データに基づく戦略策定及び情報発信

- ア 基礎調査
- イ ブランディングコンセプトの策定
- ウ 情報発信手法の検討
- エ メディア等を活用した情報発信

### (2) 人材育成

地域経営人材の育成

## 4 業務委託の内容

### (1) データに基づく戦略策定及び情報発信

- ア 基礎調査
  - ・データに基づく施策の検討につなげるため、地域負担の少ない基礎調査を実施すること。
- イ ブランディングコンセプトの策定
  - ・市町村の垣根を超えた「三河山間地域を一体とみたブランディングコンセプト」を策定すること。
  - ・策定にあたっては、ブランディングに知見のある有識者を招き、地域事業者等の関係者が参加するワークショップを2回程度行うこと。
  - ・ワークショップの内容を参考に、地域の歴史や住民の暮らしを踏まえたモデルコースやコンテンツ等の造成を検討すること。
  - ・モデルコースやコンテンツ等の造成の検討にあたっては、効果的なプロモーション手法も検討すること。
- ウ 情報発信手法の検討
  - ・(1) ア、イを参考に、WEBやSNSにおける効果的な情報発信計画を策定すること。
  - ・策定にあたっては、情報発信に知見のある有識者を招き、地域事業者等の関係者

が参加するワークショップを3回程度行うこと。

- ・策定した情報発信計画については、関係者に報告する機会を設けること。

#### エ メディア等を活用した情報発信

- ・三河山間地域の魅力や本事業の情報などを、WEBやSNS、紙媒体などを活用し、効果的に情報発信すること。
- ・都市部で開催されるイベント等に出展することを通じて、地域の魅力を発信すること。
- ・イベント等の出展に際しては、開催の1週間前を目安に運営マニュアルを県に提出し、県の承認を得ること。

## (2) 人材育成

地域経営人材の育成

- ・地域事業者等の関係者のスキルアップを目的とした講習会を開催すること。
- ・講習会は、まちづくりや観光等に精通する専門家を講師として、5回程度開催すること。

## 5 事業全体の運営・管理等

### (1) 体制の整備

- ア 本事業全体の運営を管理する統括責任者を1名配置し、統括責任者は事業全体の管理を担い、事業の費用対効果が大きくなるよう努めること。
- イ 本事業の窓口となる連絡担当者を1名配置し、連絡担当者は県と連絡を密にし、遅滞なきよう事業全体の進捗管理を行うこと。また、事業の進捗状況を県に適宜報告すること。
- ウ 参加者、参加団体及び地元関係者等からの問合せ・苦情に対応できる体制を整えること。また、問合せ・苦情を受けた際は、その日時、相手方の属性、問合せ・苦情の内容及び対応を記録し、速やかに県に報告すること。
- エ 県から要請があった場合は、土曜・日曜・祝日等における問合せにも対応できるようにすること。

### (2) 地元関係者等との調整・打合せ

- ア 本事業の実施に当たっては、地元関係者等と幅広く連携を図ること。
- イ 地元関係者等に対し本事業に係る依頼等をする場合は、県を通じて行い（県が承諾した場合を除く。）、十分な依頼等の期間を設けること。
- ウ 事業の推進に当たっては、地元関係者の意向を十分に反映させ、必要に応じて打合せの場を設けること。
- エ 県に代わって地元関係者等と打合せを行う場合、打合せ資料について事前に県の承認を得ること。併せて、事前に県の意向を十分に確認し、その意向に沿って適切に対応すること。また、打合せ後は打合せ記録簿を作成すること。なお、緊急性の高い場合は、速やかに県に一報を入れること。

### (3) 県との調整・打合せ

- ア 本事業の実施に当たり、県と十分な打合せ（オンラインでの打合せも可）を行い、県は随時本事業の業務に立ち会うことができるものとする。
- イ 打合せに当たり、事前に議題及び要点等を明確化した打合せ資料を作成し、打合せ後は打合せ記録簿を作成すること。

#### **（４）事業実施に伴う主な提出物**

「あいちの山里交流人口拡大事業業務委託先募集要項」に基づいて提出した企画提案書を踏まえつつ、契約後速やかに、具体的な事業内容、実施時期（期限）、達成目標及び実施スケジュール等を記載した業務計画書を作成し、県の承認を得ること。

#### **（５）その他**

- ア 本事業のほか、県が実施する他の事業と積極的に連携をとって業務に当たること。
- イ 本事業が効率的かつ確実に遂行されるよう戦略的提案並びに進捗管理及び参考となる資料等の提供を積極的に行うこと。
- ウ 個人に対する給付経費（旅費、飲食費、販促品提供費等）が生じる場合は、個人から実費を徴収すること。
- エ 県は、必要に応じ、本事業の目的を達成するため適切な指示を行うものとし、受託者はこの指示に従うこと。
- オ 本事業の制作物の著作権、所有権等、その他一切の権利は、県に帰属するものとし、県は事前の連絡なく加工及び二次利用できるものとする。また、受託者は県等に対し、著作人格権の行使をしないものとする。
- カ 愛知県財務規則等の関係条例・規則等を熟知の上、業務遂行に当たること。
- キ 「あいち山村振興ビジョン2030」及び国の新しい地域未来交付金の趣旨に基づき事業実施に当たること。
- ク 本事業に係る会計実地検査等が行われる場合は、協力すること。
- ケ この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、県と協議の上、県の指示により業務を実施するものとする。

### **6 事業報告書の提出**

事業終了後、以下のとおり事業報告書を提出すること。事業報告書は、事前に県と内容を十分調整したものを提出すること。

#### **（１）提出物**

- ア 事業報告書  
事業実績等を詳細にまとめたもの。提出に当たっては、表紙・目次頁の挿入、各頁への頁数の附番並びにインデックス等にて各項目の見出しを示す等、受取側が読みやすいものとする。
- イ 打合せ資料及び打合せ記録簿
- ウ 作成した動画やチラシ等の成果物
- エ その他県が必要と指示するもの

#### **（２）提出方法**

CD-R又はDVD-Rの電子媒体1部。これに加え、(1)アは、紙媒体A4判2部をあわせて提出すること。(1)ウ及びエが紙媒体で添付可能な場合は、これらも添付すること。

**(3) 提出期限**

2027年3月12日(金)

**(4) 提出場所**

愛知県総務局総務部市町村課地域振興室